

長野県警察職員(技能労務職員)採用選考	1 語の読み書き考査の点数 2 作文考査と口述考査の合計点 3 1及び2の合計点 4 3の合計点の順位(不合格者を含む。) 5 身体検査及び資格調査の結果 6 合格者の順位	人事委員会	0
民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 第1次考査に係る以下の記録情報 経験論文考査の点数及びその順位 2 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査と口述考査の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	0
看護経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 論文考査と口述考査の合計点 2 1の合計点の順位(不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 合格者の順位	人事委員会	0
運転免許試験	学科試験の得点及び技能試験の得点	運転免許本部	166
警備員等の検定	学科試験の得点	生活安全企画課	32
警備員指導教育責任者講習の修了考査		生活安全企画課	1
機械警備業務管理者講習の修了考査		生活安全企画課	0
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の考査		生活安全企画課	41

情報公開・法務課

公告

平成20年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集します。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は、3年次編入学10人とします。

2 試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- ア 短期大学(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の学校に限ります。)を卒業した者
- イ 専修学校(保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所に限ります。)の専門課程を修了した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者に限ります。)

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)
- (4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)
- (7) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)
- (1) 学業成績証明書及び卒業(見込み)証明書

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成19年8月以降の振り出しに限ります。)は何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成19年8月27日(月)から8月31日(金)までとします。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)

長野県看護大学事務局教務課

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票(アの(4)の(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

学力試験は、看護に関する専門科目及び英語とします。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

試験期日	時間	教科等	出題科目	場所
9月15日(土)	10:00~12:00	専門科目	基礎看護学、在宅看護論、 成人看護学、老年看護学、 小児看護学、母性看護学、 精神看護学	長野県看護大学
	13:00~14:00	英語(高校卒業程度の能力を問う問題)		
	14:30~16:30 (予定)	面接		

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成19年9月26日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話等による照会には一切応じません。

3 その他

(1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行ってください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

県営新堤池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 縦覧に供する書類
県営新堤池地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年6月29日から7月27日まで
- 3 縦覧の場所
千曲市役所

農地整備課

公告

平成19年6月22日、上田市塩田平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年6月22日、東御市八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年6月22日、上田市坂城町欠口土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年6月22日、伊那市手良土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

平成19年6月22日、南安曇郡穂高町穂高土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成19年6月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験の日時等
別表のとおりとします。
- 2 試験の内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。
- 3 試験の一部免除
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。
- 4 受験手続等
 - (1) 提出書類
次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。
 - ア 狩猟免許申請書 1通
 - イ 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し 1通
銃刀法剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限り。）
 - ウ 医師の診断書 1通
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限り。）
 - エ 写真 1枚
申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
 - オ 返信用の封筒（受験票送付用） 1通
長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの
 - (2) 受付期間
 - ア 第1回試験及び第2回試験
平成19年8月27日（月）から9月7日（金）まで（郵送による場合は、平成19年9月7日までの消印のあるものに限り受け付けます。）
 - イ 第3回試験
平成20年1月28日（月）から2月8日（金）まで（郵送による場合は、平成20年2月8日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受付場所

住所地为管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課。

(4) 受験手数料

受験手数料（5,300円。ただし、3により試験の一部免除を受ける者にあっては4,000円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。）

5 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。
- (2) 別表の参集範囲以外の試験会場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。
- (3) 狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を別日程で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所林務課へ問い合わせてください。
- (4) 狩猟免許試験の実施に際して収集する個人情報、狩猟免許試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

区分	日 時	試験会場	参集範囲
第1回試験	平成19年9月23日(日)午前8時30分から午後5時まで	上田市富士山2464-226 上小森林センター	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
第2回試験	平成19年10月2日(火)午前8時30分から午後5時まで	上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 長野県営総合射撃場	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
第3回試験	平成20年2月23日(土)午前8時30分から午後5時まで	佐久市大字跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
		諏訪市川上1丁目1644-10 長野県諏訪合同庁舎	岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡及び上伊那郡
		飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎	飯田市及び下伊那郡
		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

森林整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり行います。

平成19年6月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 適性検査及び講習の日時等
別表のとおりとします。

2 対象者

県内に住所を有する者で、平成19年9月15日に狩猟免許を更新しようとする者

3 適性検査の内容及び講習科目

区 分	適性検査の内容及び講習科目
適性検査	視力、聴力及び運動能力
講 習	鳥獣保護及び狩猟に関する法令
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い
	鳥獣の保護管理に関する知識

4 受検及び受講の手続等

(1) 狩猟免許更新の申請

適性検査及び講習を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げるところにより、狩猟免許の更新の申請をしてください。

ア 提出書類

(7) 狩猟免許更新申請書 1通

(4) 猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し 1通

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の写し(当該許可を現に受けている場合に限り。)

(7) 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限り。)

(イ) 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(4) 80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒 1通

イ 提出先

住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の林務課。

ウ 手数料

手数料(2,900円)は、長野県収入証紙により納付してください。(申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。)

エ 狩猟免許更新申請書の交付

地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることができます。

(2) 申請の受付期限

適性検査及び講習の実施日の10日前までとします。

5 その他

- (1) 適性検査及び講習の当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 別表の参集範囲以外の場所での受検及び受講を希望する者は、受付時に申し出てください。
- (3) 適性検査及び講習についての不明な点は、最寄りの地方事務所林務課までお問い合わせください。
- (4) 適性検査及び講習の実施に際して収集する個人情報、適性検査及び講習のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

月 日	時 間	場 所	参集範囲
9月9日(日)	午前8時30分から午後4時まで	佐久市大字跡部65-1 長野県佐久合同庁舎	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
9月12日(水)			
8月26日(日)		飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
9月11日(火)		上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山 長野県営総合射撃場	
8月25日(土)		木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
9月12日(水)		松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	
8月26日(日)		長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
9月12日(水)			

森林整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第5項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成19年6月28日

長野県知事 村 井 仁

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所
佐久市大字野沢字居屋敷123-1 他30筆
- (2) 建築主氏名
伴野酒造株式会社 代表取締役 伴野賢一
- (3) 用途地域
商業地域、第一種住居地域
- (4) 敷地面積
4,292.10平方メートル
- (5) 主要用途

工場

- (6) 構造及び階数
鉄骨造 地上二階建て
- (7) 工事種別
増築
- (8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部分	合 計
建築面積	561.80㎡	1,134.80㎡	1,696.60㎡
延べ面積	679.20㎡	1,798.90㎡	2,478.10㎡

- (9) 建ぺい率
39.53パーセント 容積率 56.52パーセント
- 2 日 時
平成19年7月6日(金) 午後2時00分から
- 3 場 所
野沢会館 2階ホール

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第5項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成19年6月28日

長野県知事 村 井 仁

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所
千曲市大字内川95、96、97
- (2) 建築主氏名
株式会社モキ製作所 代表取締役 茂木国豊
- (3) 用途地域
第一種住居地域、準住居地域
- (4) 敷地面積
1,780.17平方メートル
- (5) 主要用途
工場
- (6) 構造及び階数
鉄骨造 平屋建て
- (7) 工事種別
新 築
- (8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部分	合 計
建築面積	862.60㎡	0.00㎡	862.60㎡
延べ面積	836.16㎡	0.00㎡	836.16㎡

- (9) 建ぺい率
48.46パーセント 容積率 46.97パーセント
- 2 日 時
平成19年7月5日(木) 午前10時00分から
- 3 場 所
千曲市戸倉庁舎 4階会議室三

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月28日

長野県諏訪地方事務所長 山 田 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度県営住宅加茂団地外10団地消防用設備等点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備等の点検
- (3) 履行期間
平成19年8月17日から平成20年2月22日まで
- (4) 履行場所
諏訪市加茂町2丁目17番
県営住宅加茂団地外10団地
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 建築課

電話 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月27日(金) 午前10時20分
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 503号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成19年7月20日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月28日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県営住宅加茂団地外10団地受水槽・高架水槽清掃等業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃

(3) 履行期間

平成19年8月24日から平成19年10月31日まで

(4) 履行場所

諏訪市加茂町2丁目17番
県営住宅加茂団地外10団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪地方事務所 建築課

電話 0266(57)2924(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年7月27日(金) 午前10時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 503号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年7月20日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月28日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量
口径40mm水道メーター（直読） 80基
- (2) 物品等の特質
仕様書によります。
- (3) 納入期限
契約日から平成20年3月31日までの間で別に指定する日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおりです。
- (5) 入札方法
1 基当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局 事業課
電話 026 (235) 7381

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月9日 午前11時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 西庁舎402号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年7月4日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

事業課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年6月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月2日（木）	午後1時から 午後4時まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23-1 駒ヶ根総合文化センター 視聴覚室	40名
8月7日（火）	午後1時から 午後4時まで	小諸会場	小諸市甲1275-2 小諸市文化センター	80名
8月14日（火）	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里3-22-2 長野市若里市民文化ホール	70名
8月21日（火）	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047 安曇野市穂高会館	70名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年6月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月28日(火)	午前10時から午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2 時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月28日

南信発電管理事務所長 大原 昭 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
普通乗貨兼用自動車1台（1,500ccバン、4WD、AT）
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成19年8月1日から平成24年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
伊那市伊那部3802-2
南信発電管理事務所
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那部3802-2
南信発電管理事務所 総務課
電話 0265 (72) 6121

4 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月10日（火） 午前10時
イ 場所 南信発電管理事務所 会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年7月9日（月） 午後5時（必着）
イ 場所 南信発電管理事務所総務課（郵便番号 396-0011）
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、南信発電管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

経営企画課